

一般社団法人群馬県猟友会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人群馬県猟友会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を群馬県前橋市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、一般社団法人大日本猟友会（以下「大日本猟友会」という。）と連携を保ち、狩猟知識の普及及び狩猟道德の向上を通じて、野生鳥獣の保護、鳥獣資源の確保、有害鳥獣の捕獲及び狩猟の適正化を図りもって、国民福祉及び県民福祉の増進へ寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 狩猟関係法規の周知徹底を図るための研修会等の開催
- (2) 野生鳥獣の保護増殖のための事業
- (3) 有害鳥獣の捕獲に関する事業
- (4) 猟区の維持管理に関する事業
- (5) 県が行う狩猟行政に対する協力及び支援
- (6) 射撃技術向上を図るための研修会等の開催
- (7) 猟犬の改良及び優良品種を図るための事業
- (8) 狩猟に関する知識の普及及び技能の向上を図るための研修会等の開催
- (9) 狩猟事故共済及びハンター保険事業
- (10) 射撃場の管理運営
- (11) その他本会の目的を達成するための必要な事業

2 前項の事業は群馬県内において行うものとする。

3 本会は、前条の目的達成のため、大日本猟友会の会員となり、同会と協力して第1項に掲げる事業の適正実施に努める。

4 本会は、一般社団法人茨城県猟友会、一般社団法人栃木県猟友会、一般社団法人埼玉県猟友会、公益社団法人東京都猟友会、公益社団法人神奈川県猟友会、一般社団法人山梨県猟友会及び一般社団法人静岡県猟友会と連携し大日本猟友会関東山静ブロック猟政運営協議会を組織し、第1項に掲げる事業の適正な実施に向けた協議・情報交換を行う。

第 3 章 ブロック及び支部

(ブロックの設定)

第5条 本会は、地域の状況にあわせた前条に規定する事業を達成するため、群馬県内を

3 地域に区分し、北部ブロック、西部ブロック及び東部ブロックを置く。

2 このブロックを構成する地域については、別に定める規程による。

(支部の設置)

第6条 前条で規定するブロック内において本会の事業を円滑に推進するため、総会の議決を得て、原則として群馬県の森林行政地域機関を同一とする会員で構成する支部を設置することができる。

2 支部の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるほか、別に定める規程による。

第 4 章 会員及び会費

(種別及び資格)

第7条 本会の会員は、群馬県内の狩猟者で構成する団体（以下「地区猟友会」という。）とする。

この会員を代表し統括する者を地区猟友会長、構成する者を地区猟友会員という。

2 第1項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第8条 本会に入会しようとする地区猟友会長は、所定の入会申込書を会長宛提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第9条 地区猟友会長は、新規加入した地区猟友会員（3年以上地区猟友会を離脱し再加入した者は新規加入と同様とする。）1人ごとに、総会において別に定める額の入会金及び会費を本会に納入しなければならない。

(権利・義務)

第10条 会員は、次の各号を含む本会の定款、規則、規程又は総会の議決のよって規定されている権利を行使することができる。

- (1) 第62条に定めのある備え付き帳簿及び書類の閲覧
- (2) 総会に出席し議決に参加する権利
- (3) 委員会・研修会に参加する権利
- (4) 本会の施設またはサービスを利用する権利
- (5) その他法令で定める権利

2 会員及び地区猟友会員は、本会の定款、規則、規程又は総会に議決のよって課せられるすべての義務を果たさなければならない。

3 会員及び地区猟友会員が役員又は委員その他役職に就任したときは、その職務に関して知り得た秘密を正当な理由がなく他に漏らしてはならない。

会員及び地区猟友会員が役員又は委員その他役職でなくなった後も同様とする。

(退 会)

第11条 会員は、所定の退会届を会長に届けることにより、いつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第12条 会員がいずれかに該当するときは、会員資格を喪失する。

- (1) 前条に基づき退会になったとき
- (2) 次条に基づき除名となったとき
- (3) 正当な理由がなく会費を2年以上納入しないとき
- (4) 総会員の同意があったとき

(懲戒)

第13条 会長は次の各号の一に該当する事実のある場合、対象となっている会員を別に定めるところにより、懲戒することができる。

- (1) 法令によって処分を受けたとき
- (2) 定款、規則、規程又は総会の議決に違反する行為があったとき
- (3) 本会の名誉を傷付け又は目的に反する行為があったとき

2 懲戒の種類は三種とする。

- (1) 戒告
- (2) 権利の停止（但し第10条第1項第1号及び第2号を除く。）
- (3) 除名

3 懲戒の対象となっている会員は、懲戒手続きが行われている間第10条及び第11条の規定を適用しない。

4 懲戒の審査事案については、理事会に設置する綱紀・懲戒審査会において調査及び審査を行う。

5 会員に対する第2項第1号の懲戒を決定する場合は、理事会の議決を経なければならない。また、懲戒が決定した後は、懲戒の対象となった会員に対し、書面により懲戒処分内容及び理由を通知するものとする。

6 会員に対する第2項第2号及び第3号の懲戒を決定する場合は、第16条第1項に基づく総会の議決を経なければならない。また、第3項の対象となっている会員に対し、総会開催2週間前までに、当該総会において除名を審議すること及び当該総会において議決を行う際に弁明する機会を与えることを通知するものとする。

7 地区猟友会員が定款、規則、規程又は総会の議決に違反する行為があったとき、又は本会の名誉を傷付け又は目的に反する行為があったときは、綱紀・懲戒審査会において当事者等に事情を聴取し、その状況について理事会に報告し、議決を受けて、会員に対し第2項による処分を勧告することができる。

第5章 総会

(種別)

第14条 本会の総会は、通常総会として毎事業年度5月末日までに開催するものとし、必要がある場合には臨時総会を開催する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とし、通常総会をもって同法上の定時社員総会とする。

(構成及び議決権の数)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会における議決権の数は、構成する者が100人以下の地区猟友会は1個、101人以上200人以下の地区猟友会は2個、201人以上300人以下の地区猟友会

は3個、301人以上の地区猟友会は4個とする。

(総会の権能)

第16条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及び本定款で定めた次の事項に限り議決することができる。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) その他、本会の運営に関する重要な事項

(臨時総会)

第17条 臨時総会は、次の各号いずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

(総会の招集)

第18条 総会は、理事会の議決に基づき、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、あらかじめ理事会において定めた理事が招集する。

- 2 会長は、前条第2項の規定により請求のあったときは、その日から30日以内の日に総会を招集しなければならない。
- 3 会長は理事会で議決により決定された次に掲げる事項を記載した書面を、開催10日前までに発送しなければならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 総会の目的である事項
- (3) 総会に出席できない会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使できること
- (4) その他法令で定める事項

- 4 会長は、前項の書面による通知に代えて、会員の承諾を得て電磁的方法により通知することができる。会長は、これにより前項の書面を発送したものとみなす。

(議長)

第19条 総会の議長は、総会に出席した会員の中から選出する。この場合、議長が選出されるまでの仮議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第20条 総会は、会員総数の議決権の過半数の出席により成立する。

(議決)

第21条 総会の議決は、一般社団・財団法人法第49条第2項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の議決権の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は会員として議決に加わることはできない。

3 第1項の定めにかかわらず、次の議決は、総会員現在数の半数以上であって、会員議決権数の3分の2以上の議決を持って行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の解任
- (4) 本会の解散及び残余財産の処分
- (5) その他、法令で定められた事項

(議決権の代理行使)

第22条 総会に出席できない会員が代理人によりその議決権を行使する場合には、当該会員又は代理人は、理事会が別に定める代理権を行使する書面を、代理する総会開始時刻までに提出しなければならない。

2 前項の代理人は、会員に所属する地区猟友会員でなければならない。

(書面による議決権の行使)

第23条 総会に出席できない正会員が書面によりその議決権を行使する場合には、理事会が別に定める議決権行使書面に必要事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間終了までに、当該書面を本会に提出しなければならない。この場合において、第20条及び第21条の規定の適用については、その会員が出席したものとみなす。

(議決の制限)

第24条 総会においては、あらかじめ通知した議案以外の事項を議決することはできない。

(議事録)

第25条 総会の議事録は、法令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって作成し保存する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

(総会の運営)

第26条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において定める総会運営規則による。

第 6 章 役 員

(種類及び定数)

第27条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事15名以上18名以内
- (2) 監事4名以内

2 理事のうち1名を会長とし、3名を副会長とする。

3 前項の会長及び副会長以外の理事のうち5名以内を常任理事とすることができる。

4 第2項の会長及び副会長の内1名の、計2名を、一般社団・財団法人法に規定する代表理事とし、副会長の内2名を同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(選 任)

第28条 理事及び監事は、総会運営規則に定める手続きにより、総会において会員から選任する。

2 会長、副会長及び常任理事は、理事会において選定する。

(理事の職務・権限)

第29条 理事は理事会を構成し、この定款で定めるところにより、本会の業務執行の決定に参画する。

2 会長は本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐し、本会の業務を執行する。なお、会長に事故あるとき又は会長が欠けるにいたったときは、その業務執行に係る職務を代行する。

4 常任理事は、会長及び副会長と常任理事会を構成し、この定款の定めるところにより協議又は検討を行い、理事会に諮るものとする。

5 会長及び副会長は、毎事業年度、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内で終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内で終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第32条 理事及び監事を、総会の議決によって解任することができる。

(報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(責任の免除又は限定)

第34条 本会は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項による賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の議決により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし免除することができる。

2 本会は、前項の賠償責任について法令で定める要件に該当する場合には賠償責任を

限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第 7 章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第 35 条 本会に任意の機関として、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は理事会において任期を定め、たうえで選任し、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の業務に関する重要な事項について会長に建議し、又は会長の諮問に応じ助言することができる。

4 参与は、本会の運営に関する重要な事項について会長に建議し、又は会長の諮問に応じ助言することができる。

5 顧問及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 8 章 理事会

(設置)

第 36 条 本会に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第 37 条 理事会は次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規程の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定

(4) 理事の職務執行の監督

(5) 会長及び副会長の選定及び解職

(6) その他法令又は定款に定める事項

(種類及び開催)

第 38 条 理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 一般社団・財団法人法第 101 条第 2 項の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

第 39 条 理事会は、前条第 3 号の規定により理事が招集する場合及び同条第 4 項後段により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。ただし、会長に事故あるときは、

あらかじめ理事会において定めた順序による理事が招集する。

2 前条第3号による場合は理事が、同条第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を開催日する理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 会長は、前項の書面による通知に代えて、各理事及び各監事の承諾を得て、電磁的方法により通知することができる。この場合において会長は、前項の書面を発送したものとみなすことができる。

6 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第42条 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

(議決の省略)

第43条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに押印する。

(理事会の運営)

第46条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

第 9 章 常任理事会

(設置)

第47条 第29条第4項の規定により、常任理事会を設置する。

2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事で構成する。

(権 限)

第48条 常任理事会は、本会業務執行における次の事項について協議又は検討を行う。

- (1) 業務執行にあたっての早急な対応方針
- (2) 今後の業務執行にあたっての方針案
- (3) 会長が特に必要と認めた事項

(運営方法等)

第49条 常任委員会に関し必要な事項は、この定款に定めるほか、規程による。

第10章 委員会

(委員会)

第50条 本会には理事会の定めるところにより、事業を円滑に行うために必要に応じ、委員会を置くことができる。

- 2 委員会は総会、理事会その他の権限を冒すものではないものとする。
- 3 委員会の委員長及び委員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

第11章 財産及び会計

(事業年度)

第51条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計の原則及び会計規程)

第52条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 会計に関する事項は、理事会の定めるところによる。

(財産の管理運営)

第53条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は理事会の議決を経て会長が別に定める。

(事業計画、収支予算及び資金調達及び設備投資の見込を記載した書類)

第54条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間据え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第55条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、年度終了後2箇月以内に通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第56条 本会は、剰余金を分配することができない。

第12章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第57条 本会の定款は、総会の議決によって変更することができる。

（合併等）

第58条 本会は、総会の議決その他法令の定めるところにより、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併又は事業の全部又は一部の譲渡を行うことができる。

（解散）

第59条 本会は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第60条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第13章 事務局

（事務局）

第61条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、必要な職員を置く。

3 事務局職員は、理事会の定める規定により会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

（備え付け帳簿及び書類）

第62条 事務局には、次に掲げる帳簿及び関係書類を備え置かなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 総会及び理事会の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 役員等の報酬規程

(7) 事業計画書及び収支予算書

(8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令及び本定款に定めがある場合にはそれによるほか、第55条第2項に定めるところによる。

第14章 情報公開、個人情報の保護及び公告の方法

(情報公開)

第63条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、この定款及び理事会の定めるところによる。

(個人情報の保護)

第64条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の定めるところによる。

(公 告)

第65条 本会の公告は、本会の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

第15章 補 則

(委 任)

第66条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の定めるところによる。

附 則

この定款は平成28年5月18日から施行する。

この定款の一部改正は令和元年7月16日から施行する。